

権利規程

公益社団法人 日本火災学会（以下、「本会」という）定款第5条の規定で定める会員の資格取得、退会および会員の権利に関する規程を、次のとおり定める。

- 第1条 本会に入会しようとするものは、定款第6条の規定に基づき、本会所定の様式による入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けた後、会費を納入するものとする。
2. 定款第7条の規定に基づく会費は、次のとおりとする。
- （1）正会員 年額 8,000 円
- （2）賛助会員 年額 60,000 円を1口とし、1口以上
3. 会員は、前項で定められた会費を、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度分として、その年度の6月末日までに納入するものとする。
4. 第1項の入会時の会費は、入会する年度分から納入するものとする。
- 第2条 会員は、本会に届けてある諸事項の内容に変更が生じたときは、速やかに、任意の方法により、変更内容を本会へ届け出るものとする。
2. 本会を退会しようとする会員は、特に様式は定めないが、定款第8条の規定に基づき、理由を付した退会届を会長に提出し、受理されなければならない。ただし、会費が完納されていなければ退会届を受理しないものとする。
- 第3条 会員が本会において有する権利および受けることのできる特典は、次の各号のとおりとする。
- （1）正会員は定款第4章で定める総会において、第16条に定める議決権を行使すること
- （2）会員は、別に定めるところにより、研究の成果を、本会の研究発表会で発表すること、また、本会の会誌、論文集ならびに刊行図書などに投稿すること
- （3）会員は、本会の刊行図書などの優先配付を受けること
- （4）会員は、前号のほか、本会の行う事業に優先的に参加すること
2. 会員は、会員の権利が停止されている期間、前項の特典は受けられないものとする。
- 第4条 別に定める名誉会員規程に基づき名誉会員の称号をおくられる者の推挙、待遇ならびに特典などに関しては、その規程において定める。
- 第5条 この規程の変更は、定款第7条に定める事項を除き、理事会の議決を経るものとする。

（付 則）

平成24年12月10日制定

平成24年12月10日施行

平成29年5月20日変更

平成30年4月1日施行

令和5年5月25日変更

令和6年4月1日施行